

## ミャンマー：緊急事態宣言の解除

アジアニュースレター

2025 年 8 月 21 日号

執筆者:

湯川 雄介

[y.yukawa@nishimura.com](mailto:y.yukawa@nishimura.com)

中島 朋子

[to.nakashima@nishimura.com](mailto:to.nakashima@nishimura.com)

鈴木 健文

[ta.suzuki@nishimura.com](mailto:ta.suzuki@nishimura.com)

※ 本ニュースレターは、2025 年 8 月 12 日現在の情報に基づいています。

2025 年 7 月 31 日をもってミャンマーでは緊急事態宣言が解除されました。同日付で、統治体制に関するアナウンスがあったほか、総選挙に関するアナウンスもなされましたので、以下のとおりご説明します。

### 1. 緊急事態宣言の解除

National Defence and Security Council（国防治安評議会）は 7 月 31 日、命令（Order 1/2025）により、緊急事態を宣言し憲法 417 条及び 418 条に基づき立法権、司法権及び行政権を国軍司令官に移譲するとした 2021 年 2 月 1 日付大統領令（Presidential Order 1/2021）を取り消す旨の宣言を行い、その結果、4 年半に及ぶ緊急事態宣言が解除されました。ミャンマー憲法上、国防治安評議会は、憲法 417 条及び 418 条に基づく緊急事態宣言により大統領が国軍司令官に主権を移譲する件に関して国軍司令官が自らに割り当てられた任務を遂行したとの報告を受けた後、418 条に基づく主権移譲の命令の無効を宣言するものとするものとされますので（憲法 426 条）、当該憲法上の規定に基づく宣言と解されます。

また、報道されるところによれば、State Administration Council（国家統治評議会、SAC）は併せて解散されています。

### 2. 統治体制に関するアナウンス

国防治安評議会は 2025 年 7 月 31 日、命令（Order 3/2025, 5/2025）により内閣の構成員を発表したほか、命令（Order 4/2025）により、国防・安全保障、平和、平穏のために必要な指導を行い、複数党による民主的な総選挙の成功を確保することを目的とした State Security and Peace Commission（国家治安平和委員会）の設置を発表しました。加えて同日、国防治安評議会事務局は計 16 通の命令を発出し、行政機関の人事の詳細を発表しました。更に、同日、国防治安評議会は条例（Ordinance 1/2025）により、6 州 3 管区の一部地域に対して憲法 412 条(a)に基づく緊急事態宣言を発令し、Office of the Commander-in-Chief of Defence Services（国軍司令官府）は、当該地域における行政権及び司法権を関係する軍指揮官に移譲する旨の戒厳令（Martial Law Order 1/2025, 2/2025）を発出しました。

憲法上、国防治安評議会は、新大統領が選出され、憲法の規定に従って連邦レベルの行政機関が設置されるまでの間、主権を行使する権利を有し、立法権については自ら行い、行政権及び司法権は、連邦、管区、州及び自治区レベルに設置された適切な機関又は人物に移譲し行使することができるとされており<sup>1</sup>（憲法 427 条）、上記それぞれは当該憲法上の規定に基づく対応と解されます。

---

<sup>1</sup> 例えば、国防治安評議会は 2025 年 8 月 1 日付で国民の個人プライバシー及び安全保護法改正法を制定しました。しかしながら、その改正点は 2021 年 2 月 13 日付で SAC が制定した改正法と同一であり、重ねて改正法を制定した意図は不明瞭です。

### 3. 総選挙に関するアナウンス

加えて、報道されるところによれば、2025 年 7 月 31 日に行われた 2025 年第 3 回国防治安評議会会議において、総選挙を 2025 年 12 月又は 2026 年 1 月を目処に行う旨の説明がされました。憲法上、国防治安評議会は緊急事態宣言に関する命令の廃止から 6 ヶ月以内に総選挙を実施しなければならないこととされているため（憲法 429 条）、同憲法上の規定に基づく説明と解されます。なお、憲法上、総選挙の実施後、憲法に従って立法、行政、司法機関が設立されるまで、国防治安評議会はその機能と義務を遂行するものとされます（憲法 430 条）。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)